

## 第8次旭川市総合計画 骨子(案)への ご意見を募集しています

### この冊子の内容

○ 第8次旭川市総合計画 骨子(案) 意見提出手続用 説明資料

- ①総合計画とは? .....P1
- ②これまでの取組 .....P4
- ③今後の予定 .....P5
- ④第8次総合計画(基本構想)の体系 .....P6

○第8次旭川市総合計画 骨子(案) 意見提出手続の対象

○第8次旭川市総合計画 骨子(案) 資料編

○「第8次旭川市総合計画 骨子(案)」に対する意見等の募集について

○意見提出手続「意見書」 ※最後のページにあります

意見提出手続(パブリックコメント)期間

**締切**

**2月23日(月) ~ 4月13日(月)**

# 総合計画とは？

総合計画とは、何ですか？

???



旭川市などの市町村が定めるまちづくりの計画が総合計画よ。

どうして総合計画を作る必要があるのですか？



市は、税金を使って、まちづくりを進めていくのだから、当然、計画的に仕事をしていくことが重要となるわ。

だから、あらかじめ計画を作り、市民や行政をはじめ、まちづくりの担い手がまちづくりの目標を共有しておくことが必要ね。

なるほど。それは大切なことですね。



総合計画は、総合的かつ計画的な市政運営を進めるための一番上（最上位）の計画なのよ。

だから、市が作る他の計画は、総合計画を踏まえる必要があるわ。



ところで  
今も総合計画はあるのですか？



これまで7次にわたって、総合計画を作ってきたわ。

今の第7次旭川市総合計画は平成27年度までの期間となっているので、平成28年度からの第8次旭川市総合計画を新しく作ることになったのよ。



※以下「第8次旭川市総合計画」を「第8次総合計画」として説明します。



第8次総合計画の役割と機能は次の表のとおりよ。  
詳しくは、「第8次旭川市総合計画 骨子（案）」  
の2ページを見てね。

<p>役 割</p>	<p>①市民や行政をはじめ、多様なまちづくりの担い手が協力してまちづくりを進めるための指針 ②市の各部局が、その使命と役割を果たすため、様々な施策や事業（市の仕事のこと）を構築し、推進するための指針 ③国や道をはじめ、他の市町村や関係機関にまちづくりの方向性を明示し、調整、連携を図るための基本的な指針</p>
<p>機 能</p>	<p>①重点施策を明確にした計画 ②実効性のある健全な市政運営を進めるための計画 ③社会経済情勢の変化等に柔軟に対応できる計画 ④市民・地域主体の新たな自治を目指す計画 ⑤目標中心型の計画 ⑥まちづくりの成果が見える計画</p>

なるほど。  
市町村は必ず総合計画を作らないと  
ならないのですか？



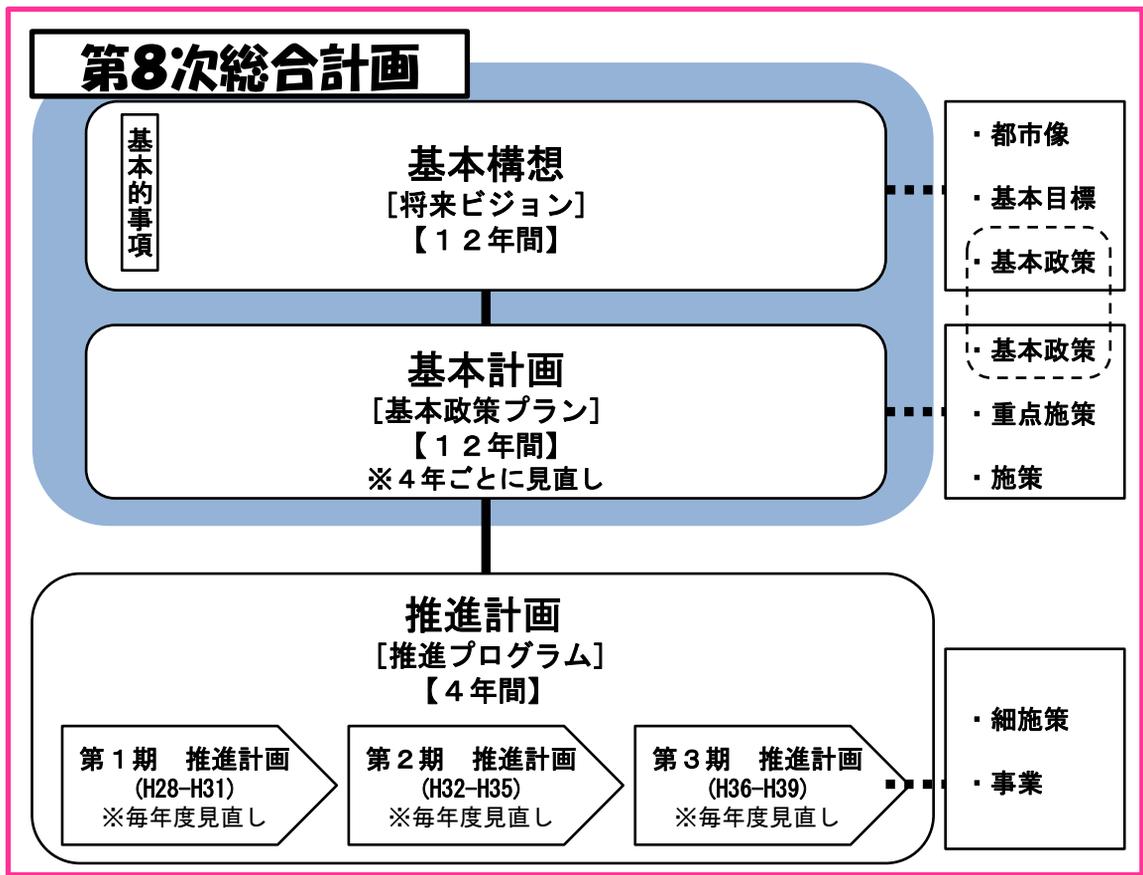
総合計画は、だいたいどこの市町村でも作っているけど、それぞれ個性があるわ。  
以前は、地方自治法で総合計画（基本構想）を議会の議決を得て定めることになっていただけ、平成23年に法律が改正され、市町村の判断に任されることになったの。  
それで、平成26年に制定した「旭川市まちづくり基本条例」で、総合計画を定めることにしたのよ。

ところで  
総合計画は、どんな内容なのですか？



第8次総合計画は、基本構想と基本計画で構成しているわ。  
詳しくは次のページの図を見てね。

# 第8次総合計画



なんだかすごいですね。  
基本構想とは何ですか？



基本構想は、市民と行政などが目指す都市像とその実現に向けた基本的な方向性（基本目標、基本政策の概要等）を共有しながら、まちづくりを進めていくための「将来ビジョン」よ。

期間は12年間としているわ。

まちづくり基本条例第17条の「基本的事項」に当たり、議会の議決が必要なのよ。



基本計画というのは？



基本計画は、基本構想の実現に向けて、政策ごとの取組の方向を明らかにした「基本政策プラン」よ。期間は12年間とし、4年ごとに見直すことにしているわ。



よくわかりました。ありがとうございます！

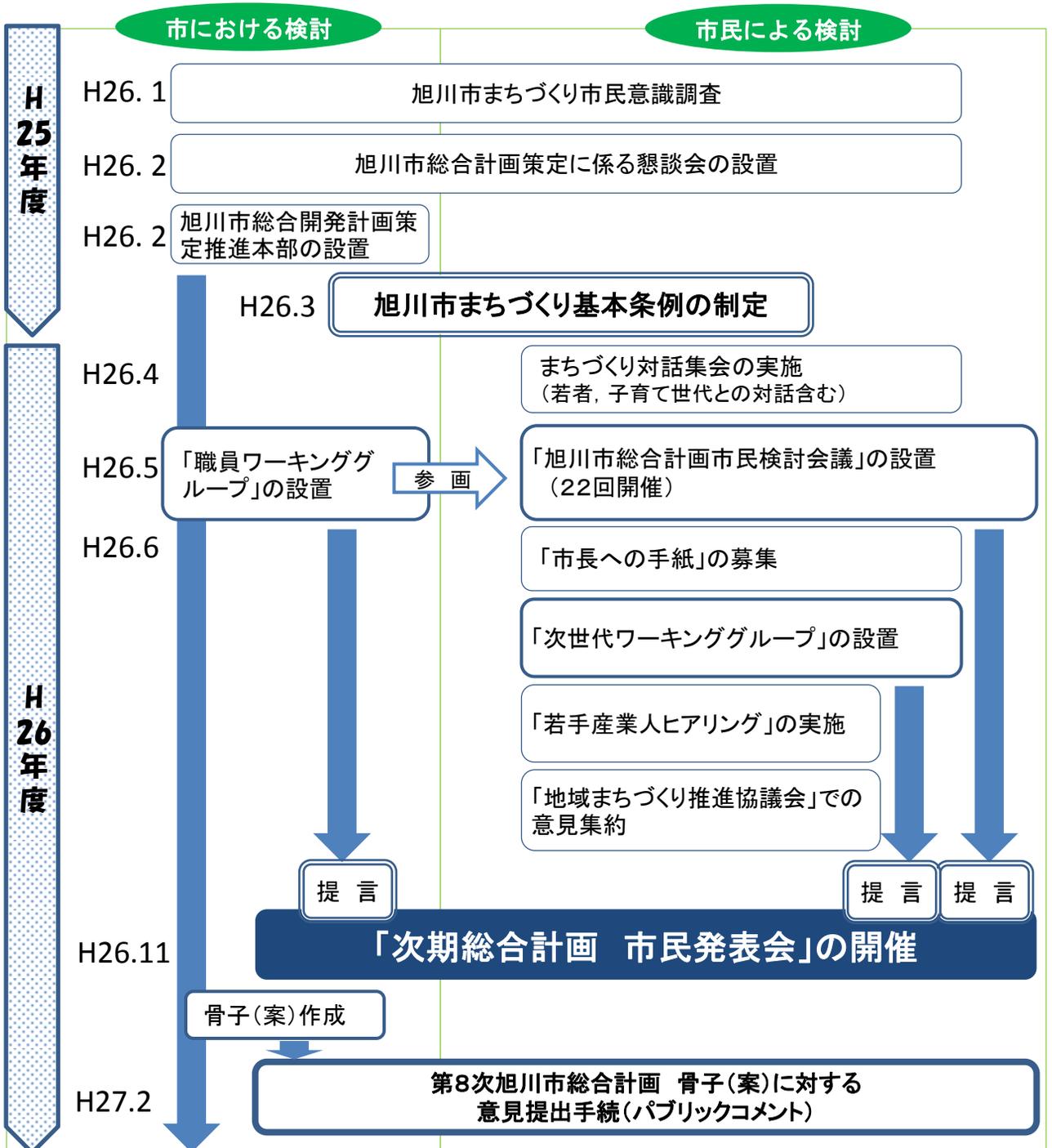


# これまでの取組

これまでの取組を  
説明します



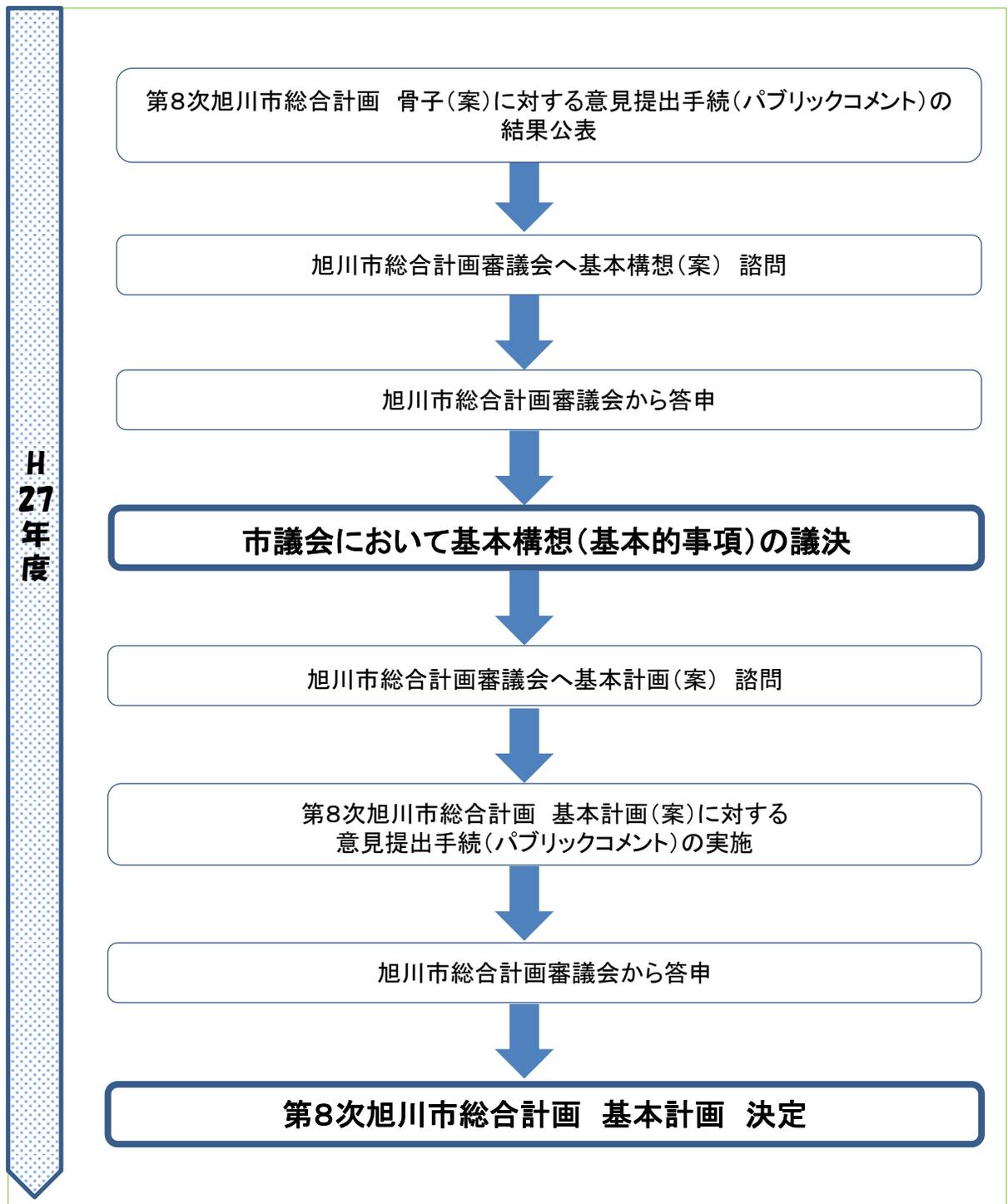
第8次総合計画の策定は、平成25年度からスタートしました。  
市民による検討の中心的な組織として、「旭川市総合計画市民検討会議」を設置しました。  
この会議には、市役所職員のワーキンググループのメンバーも参加し、熱心な検討を行い、それぞれ市長に対し、提言書を提出しました。  
また、次代を担う小中高校生と大学生による「次世代ワーキンググループ」を設置し、子どもたちの視点から、将来の旭川について市長に提言を行いました。  
これらの提言内容については、市民発表会において、市長をはじめ、約300名の市民の皆さんに発表されました。  
このほか、まちづくり対話集会や地域まちづくり推進協議会、若手産業人、市長への手紙、関係機関などからの様々な意見を集約し、骨子(案)を作成しました。



# 今後の予定

この意見提出手続（パブリックコメント）でいただきました市民の皆様からのご意見を踏まえて、平成27年度に設置する旭川市総合計画審議会へ基本構想（案）を諮問し、議論をいただいた後、答申を得て、市議会に提案します。

市議会で基本構想の議決をいただいた後は、基本計画について検討していきます。



# 第8次総合計画(基本構想)の体系

第8次総合計画は、次のような体系になっています。目指す都市像を実現するために、それぞれの分野ごとに基本目標と基本政策を設定し、まちづくりに取り組んでいきます。



都市像

## 世界にきらめく いきいき旭川

～笑顔と自然あふれる 北の拠点～

基本目標1 すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します

基本政策1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり

基本政策2 生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進

基本政策3 互いに支え合う福祉の推進

基本目標2 たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します

基本政策4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進

基本政策5 スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり

基本目標3 活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちを目指します

基本政策6 魅力と活力のある産業の展開

基本政策7 温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出

基本目標4 自然と共生し、安全・安心な社会を支える強靱なまちを目指します

基本政策8 四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築

基本政策9 環境負荷の低減と自然との共生の確保

基本政策10 安心につながる安全な社会の形成

基本目標5 互いに支え合い、共に築くまちを目指します

基本政策11 市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う環境づくり

基本政策12 広域連携によるまちづくり

基本政策13 機能的で信頼される市役所づくり

# 意見提出手続(パブリックコメント)

## 第8次旭川市総合計画 骨子(案)に

## ご意見・ご提言をお寄せください

次ページからの「第8次旭川市総合計画 骨子(案)」について、意見提出手続(パブリックコメント)を実施いたしますので、別紙・「意見提出手続【意見書】」(最後のページにあります)により、ご意見、ご提言をお寄せくださいますようお願いいたします。

ご意見・ご提言をいただきたい内容

「第8次旭川市総合計画 骨子(案)」について

### 意見提出の5つの方法

1

電子メールで

sogokeikaku@city.asahikawa.hokkaido.jp

2

郵送・持参で

〒070-8525  
旭川市6条通9丁目46番地  
旭川市 総合政策部 総合計画課  
(旭川市役所 総合庁舎4階)

3

投函で

各支所・公民館にある  
意見書提出箱へ

4

ファクシミリで

総合計画課  
FAX 0166-25-6515

5

電子申請で



ホームページから  
入力フォームに従って御意見やお名前等を  
記入し、送信してください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの  
(携帯電話用QRコード) 登録商標です。

「意見提出手続【意見書】」によらないときは、ご意見のほか、次の事項を明記してください。

- 1 住所、氏名(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- 2 意見提出者の区分及び該当する事項(【意見書】を参照してください。)
- 3 意見提出手続の対象施策の案の名称(「第8次旭川市総合計画 骨子(案)」と記入してください。)

意見提出手続「意見書」は総合計画課ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/sogokeikaku/>

旭川 総合計画

検索